

当案内及び過去に発行した案内は弊社ウェブサイト(<https://www.medience.co.jp/>)よりPDF形式にてダウンロードできます。

新規受託項目のお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

さてこのたび、下記項目の検査受託を開始することとなりましたのでご案内いたします。

弊社では皆様のご要望にお応えすべく、今後とも検査の新規拡大に努めてまいります。

敬具

記

新規受託項目

- [13311] EBウイルス (EBV) 核酸定量《TaqManPCR法》

受託開始日

- 2024年4月1日(月)

※ [04799] EBウイルス (EBV) DNA定量は2024年3月30日(土)をもって検査受託を中止いたします。



EBウイルス (EBV) 核酸定量《TaqManPCR法》

EB (Epstein-Barr) ウイルスは主に唾液を介して感染し、成人では95%以上に感染既往があるといわれ、生涯にわたり潜伏感染します。感染しても多くは無症状か軽微な症状に終わりますが、伝染性単核症やEBV関連血球貪食性リンパ組織球症、慢性活動性EBV感染症を引き起こすこともあります。

臓器移植や造血幹細胞移植後に生じる移植後リンパ球増殖症は95%がEBVの活性化に起因するものであり、ウイルスの再活性化のモニタリングが重要です。モニタリングには抗体検査ではなくウイルス核酸検査が望ましく、日本移植学会による「臓器移植関連EBV感染症診療ガイドライン」において本検査によるモニタリングが推奨されています。

本検査は、EBV感染の診断補助を目的に体外診断用医薬品として承認され、WHO標準物質を用いて値づけされた試薬を用いて行います。

検査要項

項目コード	13311
検査項目名	EBウイルス (EBV) 核酸定量《TaqManPCR法》
検体量	EDTA血漿 1.2mL *1 [容器番号：80番]
保存方法	冷蔵(保存安定性 6日)
検査方法	ロシュ・リアルタイムPCR法
基準値	定量結果：1.5 Log IU/mL 未満 (定量下限) 増幅反応シグナル：検出せず
報告様式	定量結果：1.5 未満 / 1.5~7.9 / 8.0 以上 (単位：Log IU/mL) 増幅反応シグナル：検出せず / 検出 / 判定不能
所要日数	2~3日
検査実施料	310点 *2 (「D023」微生物核酸同定・定量検査「8」EBウイルス核酸定量)
判断料	150点(微生物学的検査判断料)
備考	<p>*1：専用採血管で採血後、遠心分離を行いそのまま冷蔵してご提出ください。 必ず遺伝子検査の専用検体としてご提出ください(同一検体で病原体核酸検査以外の項目との重複依頼は避けてください)。 コンタミネーション防止などのため、検体採取後は容器を開栓しないでください。</p> <p>*2：以下のいずれかに該当する患者に対して、実施した場合に算定できます。</p> <p>ア 臓器移植後の患者については、移植後3月以内の場合は1週に1回、移植後1年以内の場合は1月に1回に限り算定できます。ただし、移植後1年以内にEBウイルス核酸定量の測定を行い、核酸量の高値が認められた患者については、移植後1年以上経過した場合も、3月に1回に限り算定できます。</p> <p>イ 造血幹細胞移植後の患者であって、HLA型不一致の移植が行われた患者または移植に伴い抗胸腺細胞グロブリンが投与された患者については、移植後3月以内の場合は1週に1回、移植後1年以内の場合は1月に1回に限り算定できます。</p> <p>ウ 臓器移植後の急性拒絶反応または造血幹細胞移植後の急性移植片対宿主病に対して抗胸腺細胞グロブリンが投与された患者については、抗胸腺細胞グロブリンの投与開始日から起算して2月以内の場合は1週に1回、6月以内の場合は1月に1回に限り算定できます。</p> <p>エ 移植後リンパ増殖性疾患を疑う患者に対して、当該疾患の診断の補助または診断された後の経過観察を目的として実施する場合に算定できます。ただし、経過観察を目的とする場合は、当該疾患と診断された日から起算して1月以内の場合は1週に1回、6月以内の場合は1月に1回に限り算定できます。</p> <p>オ 悪性リンパ腫または白血病の患者に対して、EBウイルス陽性の確認または確認された後の経過観察を目的として実施する場合に算定できます。ただし、経過観察を目的とする場合は、悪性リンパ腫または白血病と診断された日から1年以内に限り、1月に1回に限り算定できます。</p> <p>カ 再生不良性貧血の患者であって、抗胸腺細胞グロブリンが投与された患者については、抗胸腺細胞グロブリンの投与開始日から起算して2月以内の場合は1週に1回、6月以内の場合は1月に1回に限り算定できます。</p> <p>キ 慢性活動性EBウイルス感染症を疑う患者に対して、当該疾患の診断の補助または診断された後の経過観察を目的に実施された場合は、1月に1回に限り算定できます。</p>

参考文献

Stelzl E, et al. : J Clin Virol. 161: 105400, 2023.